

佐賀県告示第336号

佐賀県上場営農センター技術研修規程（平成2年佐賀県告示第242号）の一部を次のように改正する。

平成26年8月29日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（受講申込み）</p> <p>第6条 技術研修課程に係る受講志願者は、受講願書（様式第1号）に履歴書（様式第2号）及び健康診断書を添付し、長期の技術研修課程に係る受講志願者にあつては当該技術研修課程の講習期間の初日の属する年の3月20日までに、短期の技術研修課程の受講志願者にあつては当該技術研修課程の講習期間の初日の1週間前までに、当該受講志願者の住所地を管轄する<u>地域農業改良普及センター</u>所長を経由して、これを所長に提出しなければならない。</p>	<p>（受講申込み）</p> <p>第6条 技術研修課程に係る受講志願者は、受講願書（様式第1号）に履歴書（様式第2号）及び健康診断書を添付し、長期の技術研修課程に係る受講志願者にあつては当該技術研修課程の講習期間の初日の属する年の3月20日までに、短期の技術研修課程の受講志願者にあつては当該技術研修課程の講習期間の初日の1週間前までに、当該受講志願者の住所地を管轄する<u>農林事務所地域農業改良普及センター</u>長を経由して、これを所長に提出しなければならない。</p>

附 則

この告示は、平成26年9月1日から施行する。